

いいで

平成25年1月31日発行
飯豊町農業委員会
電話 0238(72)2111代



いいで秋の収穫祭に出店して

飯豊町農業委員会

会長職務代理者 舟山 寿一

昨年十一月三日（文化の日）に「にぎわいあふれるふるさとの秋」と銘打つて町民総合センター「あーす」を会場に第十五回収穫祭が開催されました。地場農産物の即売、友好都市である南房総市より新鮮な海の幸が届き、子供の広場や、やまがた舞妓による京舞鑑賞など沢山のイベントで盛り上がりました。ただ終盤雨に見舞われて少し残念な幕締めでした。

さて、飯豊の秋の収穫といえばなんと言つてもリ米リでしょう。昨年は、豪雪で春作業が例年より遅れ、夏期は暑く高温障害が少し見受けられましたが収量は一〇一ポイントとまずました。祭りではリきき米コンテストが行われにぎわっていました。

私達農業委員会は、一昨年十四回からの出店です。ある会議の席上「懐かしいリくじら汁リが食いたい」と誰かが言つたことに弾みがついての出店でした。

くじら肉は南房総市の業者から低価格にて分けていただき、会で作つたいもと野菜で前日に仕込み、JA年金友の会と合同で試食会をかるく行いました。

女性委員の掛け声高く早々と完売しました。

私達は、食の生産に携わる者として今後も積極的に関わっていき、活動が見えにくい委員会を大いにピアールして行きたいと思います。



年頭のごあいさつ

飯豊町農業委員会

会長 高橋亨一



皆様におかれましては、つつがなく新年をお迎えになられましたことを心よりお慶び申し上げます。また、農業委員会活動に対しましては、日頃より多大なご協力、ご指導を賜りまして厚く御礼申し上げます。

昨年十二月に衆議院選挙が行われ、新たな政権が誕生しました。経済再生、経済成長を第一にデフレ脱却、震災復興、再生エネルギー等新政策が打ち出されました。未だに厳しい状況にある農業にとって一日も早く安定した経営ができる施策の確率を願うところです。又、我々農家にとって一番の不安がTPP交渉参加問題です。政府はTPP交渉参加を考えているようですが、農業のみならず地域産業にも重大な影響が出るのではないかと危惧しております。今後の推移を注意深く見守っていく必要があると思います。

昨年、国の政策である「人・農地プラン」がスタートしたことを受け農業委員会として担い手対策、農地集積対策等に力を入れ取り組んでまいります。

多くの山積みしている課題を真摯に受け止め、行動を伴つた活動で取り組んでまいります。

今年は巳年です。巳年は植物が芽吹き、蒔いた種が実を結ぶ年と言われております。作物が多く実り、田園一面に稻穂が実る年になるよう願っております。

私達は農村現場の声が反映される委員会活動を目指し、委員十五名、事務局共々協力し合い、皆様のご期待に応えるべく頑張りたいと思います。皆様のご健康、ご多幸を心よりご祈念申し上げ年頭のご挨拶といたします。

農村女性現地研修会に参加して

高橋幸子

農村女性現地研修会が、昨年十一月十二日、福島大学・NPO法人ゆうきの里東和町で開催されました。ゆうきの里は一見穩やかな道の駅でしたが、震災時には、被災者の道するべとなり、物流の中継地点としての大きな役割があることを再認識しました。

また、東和町は養蚕の衰退により、遊休農地が増加しましたが、耕作放棄地再生事業で六十㌶以上の面積を解消したこと等について、限られた時間の中で、詳細にわたり説明をいただくことができました。福島大学では、かーちゃんの力・プロジェクト協議会代表の渡邊とみ子さんのお話を聞きし、地震、津波、原発事故と次々と巻き起こる災害に見舞われた人たちの喪失感は図り知れないものだとということを痛感し、しかしそんな中でも一歩も二歩も踏み出して活動されて、そして夢を語れる女性たちは力強く、かえつて私たちの方が勇気づけられる思いがしました。また放射能汚染からの食と農の再生をめざし、研究している福島大学塩谷教授の「秋、一面、きいろ、しかし、米ではなくセイタカアワダチソウだった。」という現実に言葉がありませんでした。

今年は秋、一面、きいろ、しかし、米ではなくセイタカアワダチソウでした。



農地法に基づくお願い

農地の相続等の届出のお願い

農地を相続したときは農業委員会に届出をお願いいたします。
(農地法第3条の2第1項)

農業委員会では、例えば相続した方が地元を離れていて自分では手入れ、管理が出来ない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借りてを探すなどお手伝いをします。

農地転用について

転用とは？

農地を農地以外（宅地など）の用途に転換すること。

転用するには？

県知事（4haを超える場合は農林水産大臣）の許可が必要になります。
受付は農業委員会になりますので詳しい内容はお問い合わせください。

無断で転用すると？

農地法に違反することになり、工事の中止や現状回復命令がなされる場合があります。また、違反転用には3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

農業委員会が農地の利用状況を調査します

- ◆わが国の食糧自給力を高めるため、これ以上の農地の減少を食い止め、最大限に活用することを目的とした新たな農地法が成立し、施行されました。
- ◆新たな農地法（平成21年12月15日施行）では、これまでの農業委員会が行ってきた『農地パトロール』が法定化されました。
- ◆農業委員会が地域を巡回して調査を行いますので皆様のご理解、ご協力よろしくお願ひいたします。
- ◆農地の利用についてお悩みの方、近くに遊休農地があつてお困りの方は農業委員会までご連絡ください。

農地を増やして規模拡大したい方へ

農用地利用集積計画により所有権移転（売買）が行われる場合、登記に係る印紙代のみの負担で農業委員会が登記手続きを代行して行うことができます。

対象条件

- ①受け手が認定農家等
- ②受け手の耕作面積が概ね1.9ha以上あるか
- ③減反をおこなっているか
- ④売買農地が10a以上あるか等 ※詳細は農業委員会までご相談ください。

特典

- ①登記事務は農業委員会が行います。
- ②売り手にかかる譲渡所得が800万まで免除
- ③登録免許税が軽減されます。
- ④買い手にかかる不動産取得税の課税標準額が2/3に軽減されます。



地域農業の発展のために

人・農地 プランを作成しよう

人・農地プランは人と農地の問題を解決するための未来の設計図です

人・農地プランの範囲は、集落や自治会等の営農エリアが基本ですが、地域の実情に応じて複数集落やもつと広いエリア（小学校区、旧町村など）でも可能です。地域の皆さんで話し合ってプランを作り、実行していくことで人と農地の問題を解決しましょう。



人・農地プランには、様々なメリットがあります。
●青年就農給付金（経営開始型）
・原則45歳未満で独立・自営就農する方に年間150万円を最長5年間支援します。
●農地集積協力金
・中心となる経営体に農地を提供する方を支援します。
●スーパーL資金の金利負担軽減措置
・認定農業者が借り入れるときに、当初5年間を実質無利子化します。

1. 新規就農者への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農業を始めた方や新たに人を雇いたいと考えている皆さんを支援します。

自ら独立して農業を開始する方

青年就農給付金（経営開始型）

農業を始めて間もない時期に給付金を給付します。
【給付額】150万円／年（最長5年間）

農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の要件を全て満たす方
① 原則として45歳未満で独立・自営就農する方
② 就農する市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている方（見込みも可）
③ 就農後の所得（本給付金以外）が250万円未満の方

農業法人等へ就職する方

農の雇用事業

（農業法人等への支援）農業法人等が新規就農者を雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成します。
【助成額】最大120万円／年／人（最長2年間）

青年就農給付金（準備型）

農業技術の研修中に給付金を給付します。
【給付額】150万円／年（最長2年間）

道府県農業大学校や都道府県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、以下の要件を全て満たす方
① 原則として就農予定期の年齢が45歳未満の方
② 都道府県が認める研修機関等で概ね1年以上研修する方
③ 研修終了後1年以内に就農する方
④ 自ら農業経営又は農業法人に雇用されて就農する方

2. 農地集積への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農地の集積を進めようとする皆さんを支援します。

（1）出し手に対する支援（農地集積協力金）

農地を出すこと（利用権設定又は農作業委託）への踏み切りを支援します。

① 経営転換協力金

[貸付等を行う面積]	[交付単価]
0.5ha 以下	: 30万円／戸
0.5ha 超2.0ha 以下	: 50万円／戸
2.0ha 超	: 70万円／戸

【交付対象者】
土地利用型農業からの経営転換などをきっかけに「人・農地プラン」に位置づけられる中心経営体への農地集積に協力していただけ
① 土地利用型農業から経営転換する農業者
② リタイヤする農業者
③ 農地の相続人

② 分散錯囲解消協力金

【交付単価】

5千円／10a

【交付対象者】
「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体の農地の連坦化に協力していただけ
① 中心経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者
② 中心経営体の経営耕地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者

- 交付対象者は、農業者戸別所得補償制度の加入者があります。
- 交付対象者は、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人へ10年以上の白紙委任をする必要があります。

（2）受け手に対する支援（規模拡大加算）

安定した土地利用の確保を支援します。

（「人・農地プラン」に位置づけられていない方も対象となります。）

規模拡大加算

【交付単価】

2万円／10a

【交付対象者】
農地利用集積円滑化事業により、面的集積して経営規模を拡大する農家

【面的集積要件への見直し】

「人・農地プラン」において中心経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、規模拡大加算の面的集積要件を大幅に緩和します。

国が支える 安心が大きくなる

扱い手積立年金

[愛称]

- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

☆農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者であつて年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

☆保険料は自分で選べ、いつでも見直しができます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

☆税制面で大きな優遇措置があります。

☆支払った保険料は、全額（1人当たり最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。

☆保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

☆将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。
(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、所得金額がゼロとなります。)

農地パトロール (利用状況調査)活動

現在飯豊町における水田の自己保全は69haに及んでいます。今回のパトロールは、そんな自己保全を調査する目的で行いました。3年前、個別所得補償制度始まった時、自己保全の場合3ヵ年の改善計画を提出しなければなりませんでした。今年がその3年目になります。現地を見ればたしかに今後農地として活用するには困難な場所もありました。しかし、もう少し手を加えれば活用できる農地もあります。

飯豊町では24年度生産振興助成の不作活用支援で、反当り5万円の助成をしました。25年度も検討しているようですので、考えていただきたいと思います。

今農業委員会では、人・農地プランの作成を推進しています。その中で農地集積協力金がありますが、その条件に解消される見込みのない遊休農地を保有している者を除くとあります。そのことから自己保全を少しでも解消されることを願いますので、農業委員会にご相談下さい。

浅野 章



☆認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

TPPに関する研修会に参加して

TPP交渉等を巡る情勢についてと韓米FTAに見るTPPの実態について、全国農業会議所の砂田氏とJA山形中央会の新関氏による講演に参加し、TPPの交渉経過や与野党の動向、現時点での農業委員会系統組織としてのスタンスの説明を受け韓米FTA調査結果として、八月に現地調査した韓国の現況を拝聴し感想として思つた事は、農業のみならずすべての分野於いて変改が起き、日本そのものの構図が変わつてしまふ恐れがあるということ、TPP交渉が成立した場合のシミュレーションがいまだ公表されていない状況で、なにを基準に判断すればよいのか、戸惑うばかりです。今後TPPについての細部についての公表を求めて行きたいと思います。

井上禎夫

山形県農業委員大会

平成二十四年度山形県農業委員大会が、昨年十月二十九日、新庄市市民文化会館にて県内六四〇名の農業委員が参加し開催されました。岸宏一会長の挨拶に続き、吉村美栄子県知事をはじめ加藤紘一、舟山康江国會議員他、来賓の方々からは「食料を他国に依存する時代ではない。」「TPPに参加すれば国の主権が揺らいでしまう。」「戸別所得補償制度は政権が代わっても継続して行きたい。」「メガソーラなどの再生可能エネルギーが効率の良い農地を奪つてはならない。」など様々なアピールがあり、次のような内容について議事に入りました。

・TPP交渉への参加反対を求める要請決議

・持続可能な力強い農業の実現と農村の再生に向けた施策提案決議

・農業委員会活動の「さらなる取り組み」に関する申し合わせ決議

以上、提案された議案は満場の拍手で決議され、その後、農地パトロール、担い手への農地集積活動の実践報告と決意表明がなされました。

最後に新庄市農業委員から歌手デビューされた方のアトラクションなどにより厳しい農業情勢ではありますが和む場面もありました。



農業フロンティア二〇二二に参加して

昨年十二月一日・二日の二日間、東京ビックサイトで開催された農業フロンティアの催事に農家民宿を営む者として参加させていただきました。あの大きな全国規模の会場の中に、飯豊町の展示会場があつて町の産物が展示販売されたこと事、又その中の一つの企画で、JTB法人東京と飯豊町との「農都交流ツーリズム」の取り組みの今後に向けてのPRなど、その実践の一端を発表する機会を頂いた事に感謝しております。全国各地の特産品、先端技術を使っての農産物等多くありましたが、米が一番多かつた様です。町の取り組みについても、これから的发展が課題だと思います。地域の活性化に向けて現場の私たちがどれだけ一生懸命に取り組んで行くかだと思います。企画だけでは成功にはならない事なので、地元を応援して下さる方の期待に対し、お互いに課題を解決しながら実となる様頑張つていきた

いとフロンティアに参加により一層感じてまいりました。今後地元の頑張りに対し、より一層のご支援とご指導を関係者の方々にお願い申し上げます。

農家民宿「いろり」

伊藤 信子



シリーズ

がんばっています！《若手農業者》

目指す農業

中地区 佐藤仁史



二十四年度から代々続く農業を継ぐ事になり、新規就農者として農業大学校等で一年間家業を営みながら勉強しています。我が家は水稻と花卉の複合経営で一年目は何も分からず親父の指示通りに働いてきました

が、来年以降は学習した知識・技術を生かし、規模拡大をしながら働いていこう

と思います。

目指すのは面白く、儲かる農業。政治は混迷し、円高や人口減少と、色々な社会変動が続く中において対応力を身につけ、儲かる作物・品種を見極め、やるからには仕事を面白く楽しく。そんな事を肝に銘じ百姓として生きていくうと思います。



編集後記

昨年は豪雪から始まり春先の爆弾低気圧、そして夏の猛暑と農業を営む私たちには大変厳しいものでした。知恵を絞り秋の収穫になんとかこぎつけました。

今各地域で、将来の農業について話し合いが行われ、人・農地プランが策定されています。私の地域でも農業者の高齢化や担い手不足など多くの課題がありますが、農地を荒廃させず活用して行くことが次の世代に引き継ぐ大きな仕事と思い頑張っております。最後になりましたが、編集にご協力頂いた農家の皆様に感謝申し上げます。

舟山眞也

広報委員

高橋 齋藤 伊藤 高橋 手塚 舟山 後藤 勝之
亨一 稔悟 幸子 良一 真也

全国農業新聞

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が農業者の立場に立って編集・発行している「農家のための情報誌」です。

地方版で身近なニュースもお伝えしています。

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月額600円
- 発行所：全国農業会議所
購読のお申し込みは飯豊町農業委員会事務局まで

町ホームページから
さらに情報を！

農業委員会のお知らせや情報は飯豊町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.iide.yamagata.jp/>